

稚内市国民保護計画

【資料編】

目 次

基本用語の説明	1
関係機関の連絡先	4
関係報道機関一覧	6
生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管道担当部局	7
避難施設(道知事指定)の一覧	8
関係機関等との協定一覧	10
安否情報関係様式	12
被災情報の報告様式	18
市国民保護対策本部条例	19
市国民保護協議会条例	20
市国民保護協議会運営規程	22
市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱	23

基本用語の説明

市国民保護計画で使用する主な用語について、次のとおり説明する。

この計画における主な用語は、次のとおりとする。

用 語	意 義
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。
武力攻撃予測事態	武力攻撃が発生した事態には至っていないが、事態が切迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。
事態認定	武力攻撃事態であること、武力攻撃予測事態であること又は緊急対処事態であることを政府が認定することをいう。
対処基本方針	武力攻撃事態等に至ったとき、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号。以下「事態対処法」という。）に基づき政府が定める武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針をいう。
対処措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が事態対処法の規定に基づいて実施する措置をいい、武力攻撃を排除するために必要な自衛隊が実施する侵害排除活動及び国民保護措置などがある。
国民保護措置	国民保護法における「国民の保護のための措置」をいい、具体的には、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合においてその影響が最小となるようにするための措置をいう。（例：住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処に関する措置等）
国の対策本部	事態対処法に基づき対処基本方針を定められたときに、内閣に設置する武力攻撃事態等対策本部をいう。
国の対策本部長	事態対処法に基づく国の対策本部の長をいい、内閣総理大臣（内閣総理大臣に事故あるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣）をもって充てる。

基本指針	国民保護法における「国民の保護に関する基本指針」をいい、政府が、武力攻撃事態等に備えて、国民の保護のための措置に関してあらかじめ定める基本的な指針のことをいう。指定行政機関及び都道府県が定める国民保護計画並びに指定公共機関が定める業務計画の基本となる。
国民保護計画	指定行政機関、都道府県及び市町村が、それぞれ実施する国民保護措置の内容及び実施方法などに関して政府の定める基本指針に基づき定める「国民の保護に関する計画」をいう。
国民保護協議会	都道府県又は市町村における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するとともに、国民保護計画を作成するための諮問機関となる協議会をいう。
地方公共団体	普通地方公共団体である都道府県及び市町村と特別地方公共団体である特別区、地方公共団体の組合などをいう。
指定行政機関	事態対処法及び武力攻撃事態等に至ったとき、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律第 252 号。以下「事態対処法施行令」という。）で定める中央行政機関をいう。
指定地方行政機関	事態対処法及び事態対処法施行令で定める指定行政機関の道内地方支分局等をいう。
指定公共機関	事態対処法及び事態対処法施行令で定める公共的機関（日本銀行、日本赤十字社など）又は電気、ガス、輸送、通信などの公益的事業を営む法人をいう。
指定地方公共機関	道の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人等で、国民保護法の定めにより、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するものをいう。
国民保護業務計画	指定公共機関及び指定地方公共機関が、それぞれ実施する国民保護措置の内容及び実施方法などに関して定める「国民の保護に関する業務計画」をいう。
道対策本部	国民保護法に基づき、道が設置する都道府県国民保護対策本部をいい、政府が閣議決定し該当する都道府県を指定する。
道対策本部長	道対策本部の長をいい、国民保護法に基づき、知事をもって充てる。
市対策本部	国民保護法に基づき、市が設置する市町村国民保護対策本部をいい、政府が閣議決定し該当する市町村を指定する。
市対策本部長	市対策本部の長をいい、国民保護法に基づき、市長をもって充てる。
市対策本部員	国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例に規定された、本部長を含む構成員。
NBC 攻撃	核兵器（Nuclear weapons）、生物兵器（Biological weapons）又は化学兵器（Chemical weapons）による攻撃をいう。
ダーティーボム	放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾をいう。

生活関連等施設	国民生活に関連を有する施設で、発電所、浄水施設などその安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの、又は、危険物質を貯蔵しているなどその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設をいう。
自主防災組織	災害の発生・拡大（特に大規模災害時）による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という住民の隣保協同の精神により、効果的な防災活動を実施することを目的として結成された自発的な防災組織をいう。
国際人道法	武力紛争の傷病者、一般の人々、捕虜などの人道的な取り扱いを想定した諸条約、法規、習慣の総称
eラーニング	パソコンやコンピュータなどを利用して教育を行うこと。教室で学習を行う場合と比べて、遠隔地にも教育を提供できる点やコンピュータならではの教材が利用できる点などが特徴。
L GWAN	地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続し、高度情報流通を可能とする通信ネットワークとして整備された行政専用のネットワーク。霞ヶ関WANとの接続により国の各府省庁との間の情報交換も行える。
防衛出動	国会の承認のもと、外部からの武力攻撃及びそのおそれがある場合に、内閣総理大臣の命令により自衛隊が防衛のために出動すること。
治安出動	内閣総理大臣の命令により治安維持のため自衛隊が出動すること。一般の警察では対処できないことが認められる場合と、都道府県知事の要請に基づく場合に限られる。
緊急通報	武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため、緊急の必要があると認めるとき、知事が発令するもの。
要避難地域	住民の避難が必要な地域をいう。
避難先地域	住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む）をいう。
受入地域	他都府県からの避難住民を受け入れるべき地域をいう。
安否情報	避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民（当該市町村の住民以外の者で当該市町村に在るもの及び当該市町村で死亡したものを含む。）の安否に関する情報をいう。
被災市町村	武力攻撃災害が発生した市町村（武力攻撃災害がまさに発生しようとしている市町村を含む。）をいう。

○ 関係機関の連絡先

【関係指定行政機関及び関係指定地方行政機関等】

名 称	担当部署	所 在 地	電 話	F A X
稚内開発建設部	総務課	稚内市末広5丁目6-1	0162-33-1000 内2220	0162-33-1040
稚内海上保安部	管理課	稚内市開運2丁目2-1	0162-22-0118	0162-23-4851
稚内空港事務所	総務課	稚内市声間6744番地	0162-27-2727	0162-27-2730
陸自第3普通科連隊	第3科	名寄市内淵84番地	01654-3-2137 内 232	01654-3-2137 FAX 235
空自第18警戒隊	総括班	稚内市恵比須5丁目2-1	0162-23-5377 内 201	0162-23-5377 FAX 209
稚内地方气象台	防災業務課	稚内市開運2丁目2-1	0162-24-5947	0162-24-5951
旭川運輸支局 (稚内庁舎)		稚内市開運2丁目2-1	0162-23-5047	0162-24-3435
宗谷森林管理署	総務課	稚内市中央1丁目2-7	0162-23-3617	0162-23-3615
稚内労働基準監督署	第一課	稚内市末広3丁目3-1	0162-23-3833	0162-24-1688

【関係道機関】

名 称	担当部署	所 在 地	電話・F A X	その他の連絡方法
北海道総務部 危機対策局	危機対策課	札幌市中央区北 3条西6丁目	TEL 011-204-5007 011-204-5008 011-204-5009 FAX 011-231-4314 011-251-6242	無線 64-6-210-22-561 568 579
	危機対策課 防災航空室	札幌市東区丘珠 町755-11	TEL 011-782-3233 FAX 011-782-3234	
宗谷総合振興局	地域創生部 地域政策課	稚内市末広4丁目 2-27	TEL 0162-33-2526 FAX 0162-33-2644	無線 64-6-510-2191 携帯 090-3394-9875
	建設管理部 建設行政室 建設行政課	稚内市末広4丁目 2-27	TEL 0162-33-2550 FAX 0162-33-8207	無線 64-6-510-3611
	保健環境部 保健行政室 企画総務課	稚内市末広4丁目 2-27	TEL 0162-33-2538 FAX 0162-32-2253	
稚内警察署	警備課	稚内市大黒1丁目 6-48	TEL 0162-24-0110 FAX 0162-24-0110	

【稚内市】

名 称	担当部署	所 在 地	電 話	F A X
稚内市総務部	総務防災課	稚内市中央3丁目13-15	代0162-23-6161 直0162-23-6380	0162-23-3350
稚内地区消防事務組合消防本部	稚内消防署 警防第一課	稚内市港5丁目1-37	0162-23-2176	0162-22-0395

【関係市町村等機関】

名 称	担当部署	所 在 地	電 話	F A X
豊富町	総務課	天塩郡豊富町大通6丁目	0162-82-1001	0162-82-2806
猿払村	総務課	宗谷郡猿払村鬼志別 西町172番地	01635-2-3131	01635-2-3812
稚内地区消防事務組合豊富支署	警防係	天塩郡豊富町東1条 7丁目	0162-82-2005	0162-82-1191
稚内地区消防事務組合猿払支署	警防係	宗谷郡猿払村鬼志別 南町1番地	01635-2-2119	01635-2-3159

【その他の機関】

名 称	担当部署	所 在 地	電 話	F A X
日本郵便(株)稚内郵便局	総務課	稚内市中央2丁目15-12	代0162-23-4271	0162-23-8214
NTT東日本(株)北海道北支店	総括担当	旭川市10条通10丁目	0166-20-5410	0166-29-0417
(株)N T T ドコモ北海道旭川支店	サービス担当	旭川市2条通8丁目	0166-26-2365	0166-29-3460
J R 稚内駅		稚内市中央3丁目6-1	0162-23-2583	0162-24-5324
日本通運(株)稚内支店		稚内市開運2丁目1-7	0162-23-2654	0162-23-2666
北海道電力(株)稚内ネットワークセンター		稚内市港3丁目1-13	0162-23-4001	0162-23-2017
旭川地区トラック協会稚内支部		稚内市若葉台2188番地6	0162-34-5024	0162-34-1321

【関係報道機関一覧】

名 称	電 話	F A X	備 考
エフエムわかかない	0162-32-0763	0162-32-0760	
朝日新聞稚内支局	0162-23-2343	0162-23-2502	
毎日新聞稚内通信部	0162-34-0517	0162-34-0518	
読売新聞稚内通信部	0162-22-3286	0162-22-3386	
NHK稚内報道室	0162-23-3403	0162-24-5120	
北海道新聞稚内支局	0162-23-2224	0162-22-2388	
宗谷新聞社	0162-23-5011	0162-23-5012	
稚内プレス	0162-22-1133	0162-22-1139	
S T V稚内支局	0162-29-0811	0162-29-0021	
H B C稚内支局	0162-34-8730	020-4623-3978	
U H B稚内支局	0162-33-7958	0162-33-3563	
H T B稚内支局	0162-32-3223	0162-34-4562	

【生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管道担当部局】

国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	所管道担当部局
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	総務部 危機対策局
	2号	ガス工作物	経済産業省	
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	
	6号	放送用無線設備	総務省	
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省	
第28条	1号	危険物	総務省消防庁	
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	
	3号	火薬類	経済産業省	
	4号	高圧ガス	経済産業省	
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	
	6号	核原料物質		
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	厚生労働省 農林水産省	
	8号	毒劇薬（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）		
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省	
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）	
	11号	毒性物質	経済産業省	

避難施設(道知事指定)の一覧

番号	避難施設	所在地	避難可能収容 人員(人)	備考
5 1	北海道稚内養護学校校舎	稚内市声問5丁目23番7号	1,842	一時避難施設
5 2	北海道稚内養護学校屋内体育館	稚内市声問5丁目23番7号	253	収容避難施設
5 3	北海道稚内養護学校グラウンド	稚内市声問5丁目23番7号	4,154	一時避難施設
5 4	稚内市保健福祉センター	稚内市中央4丁目16番2号	315	収容避難施設
5 5	稚内総合文化センター	稚内市中央3丁目13番23号	1,822	収容避難施設
5 6	稚内市立稚内中学校校舎	稚内市宝来5丁目7番31号	2,953	一時避難施設
5 7	稚内市立稚内港小学校校舎	稚内市港4丁目94	1,893	一時避難施設
5 8	稚内市立稚内南小学校校舎	稚内市緑1丁目11番8号	2,730	一時避難施設
5 9	稚内市立稚内南中学校校舎	稚内市緑1丁目2561	2,627	一時避難施設
6 0	稚内市社会教育センター	稚内市緑2丁目4番5号	483	収容避難施設
6 1	稚内市総合勤労者会館	稚内市大黒3丁目4番30号	384	収容避難施設
6 2	稚内市立稚内東中学校校舎	稚内市潮見5丁目1番29号	2,500	一時避難施設
6 3	稚内市立潮見が丘小学校校舎	稚内市富岡4丁目3番3号	2,261	一時避難施設
6 4	稚内市立潮見が丘中学校校舎	稚内市若葉台1丁目2290	2,198	一時避難施設
6 5	旧稚内市立更喜苔内小学校屋内体育館	稚内市サラキトマナイ	294	収容避難施設
6 6	旧稚内市立上勇知小中学校校舎	稚内市上勇知	827	一時避難施設
6 7	旧稚内市立下勇知小中学校校舎	稚内市勇知	423	一時避難施設
6 8	稚内市立声問小学校校舎	稚内市声問5丁目7番21号	955	一時避難施設
6 9	稚内市立増幌小中学校校舎	稚内市恵北	776	一時避難施設
7 0	旧稚内市立樺岡小中学校屋内体育館	稚内市樺岡	287	収容避難施設
7 1	稚内市立天北小中学校校舎	稚内市沼川	1,937	一時避難施設
7 2	旧稚内市立豊別小中学校屋内体育館	稚内市下豊別	277	収容避難施設
7 3	旧稚内市立上修徳小中学校屋内体育館	稚内市天興	299	収容避難施設
7 4	旧稚内市立曙小学校屋内体育館	稚内市曙	186	収容避難施設
7 5	旧稚内市立曲渕小中学校屋内体育館	稚内市曲渕	280	収容避難施設
7 6	稚内市立富磯小学校校舎	稚内市富磯	536	一時避難施設
7 7	稚内市立宗谷小学校校舎	稚内市宗谷	700	一時避難施設
7 8	稚内市立宗谷中学校校舎	稚内市清浜	1,082	一時避難施設
7 9	稚内市立大岬小学校校舎	稚内市宗谷岬	985	一時避難施設
8 0	旧稚内市立東浦小中学校校舎	稚内市東浦	328	一時避難施設
8 1	稚内大谷高等学校校舎	稚内市富岡1丁目1番1号	1,037	一時避難施設
8 2	稚内大谷高等学校屋内体育館	稚内市富岡1丁目1番1号	359	収容避難施設
8 3	稚内大谷高等学校グラウンド	稚内市富岡1丁目1番1号	3,216	一時避難施設
8 4	稚内市自然体験施設	稚内市上声問	284	収容避難施設
8 5	稚内北星学園大学体育館	稚内市若葉台1丁目2290-28	391	収容避難施設
8 6	北海道立宗谷ふれあい公園	稚内市声問5丁目40番1号	955	収容避難施設
8 7	宗谷経済センター	稚内市中央2丁目4番8号	70	収容避難施設
8 8	稚内鈴蘭幼稚園	稚内市港3丁目6番12号	367	収容避難施設
8 9	稚内市立図書館	稚内市大黒4丁目1番1号	100	収容避難施設

○関係機関と稚内市との協定一覧

協 定 先 名	協 定 名 称	締 結 年 月 日
株式会社エフエムわかない	災害緊急事態等における非常放送に関する協定	平成8年7月1日
株式会社セイコーマート	災害時における応急生活物資の供給等に関する協定	平成16年12月7日
生活協同組合コープ さっぽろ※1	災害時における応急生活物資の供給等に関する協定	平成17年3月21日
ホームック株式会社	災害時における資器材等物資の供給協力に関する協定	平成17年10月6日
北雄ラッキー株式会社	災害時における応急生活物資の供給等に関する協定	平成17年11月1日
稚内管工事業協同組合	災害時における応急対策等の協力に関する協定	平成18年5月10日
稚内空調衛生工事業協会	災害時における応急対策等の協力に関する協定	平成18年5月10日
稚内商工会議所	災害時の一時避難施設としての使用に関する協定	平成18年12月10日
宗谷地方石油業協同組合	災害時における燃料等の供給協力に関する協定	平成19年11月30日
郵便事業株式会社稚内支店	災害時における郵便事業株式会社稚内支店と稚内市との協力に関する協定	平成20年4月1日
日本建設機械レンタル協会 北海道支部宗谷地区	災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定	平成29年7月31日
稚内市内郵便局	災害時における稚内市内郵便局と稚内市との協力に関する協定	平成20年8月1日
稚内市建友会	災害時における応急対策等の協力に関する協定	平成20年12月25日
北海道コカ・コーラボトリング株式会社	災害対応型自動販売機による共同事業に関する協定	平成21年8月5日
北海道エルピーガス協会 災害対策協議会	災害時におけるエルピーガス等の供給に関する協定	平成22年7月1日
財団法人 北海道電気保安協会	災害時における応急対策等の協力に関する協定	平成23年2月23日
北部電気工事業協同組合 稚内支部	災害時における電気設備の応急・復旧に関する協定	平成23年3月25日
道北市長会	災害時における道北市長会構成市相互の応援に関する覚書	平成25年4月8日
道内卸売市場	道内卸売市場による災害時相互応援協定	平成25年8月29日
北海道及び全道179市町村	災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定	平成9年11月5日 平成27年3月31日 (改正)
一般社団法人旭川地区トラック協会 旭川地区トラック協会稚内支部	災害時における物資の緊急・救援輸送に関する協定	平成27年7月23日
(株) そうべい	災害時における応急生活物資の供給等に関する協	平成28年1月8日

	定	
稚内市社会福祉事業団	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	平成28年2月29日
公益社団法人北海道柔道整復師名寄ブロック	災害時における柔道整復師の救護活動に関する協定	平成28年7月1日
北海道稚内養護学校	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	平成29年2月10日
緑ヶ丘学園	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	平成30年2月13日

※1 旧団体の宗谷市民生活協同組合と平成16年12月1日に締結し、組織変更に伴い再締結した

様式第1号 (第1条関係)

安否情報収集様式 (避難住民・負傷住民)

記入日時 (年 月 日 時 分)

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所 (郵便番号を含む。)	
⑥ 国籍	日本 その他 ()
⑦ その他個人を識別する情報	
⑧ 負傷 (疾病) の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
備考	

(注1) 本収集は国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生年月日」欄は元号表記により記入願います。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対し回答することへの同意	同意する 同意しない
備考	

(注1)本収集は国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2)親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3)「③出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。

(注4)回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

(注5) ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

安否情報照会書

総務大臣 （都道府県知事） 殿 （市町村長）		年 月 日
申請者 住所（居所） _____ 氏名 _____		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 （○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。）	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため。 ③ その他 （ _____ ）	
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	日本 その他（ _____ ）
	その他個人を識別するための情報	
※ 申請者の確認		
※ 備 考		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
 - 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
 - 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

安否情報回答書

年 月 日			
殿			
総務大臣 （都道府県知事） （市町村長）			
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。			
避難住民に該当するか否かの別			
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別			
被 照 会 者	氏 名		
	フリガナ		
	出生の年月日		
	男 女 の 別		
	住 所		
	国籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	日本	その他（ ）
	その他個人を識別 するための情報		
	現在の居所		
	負傷又は疾病の状況		
	連絡先その他必要情報		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあつては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

<記入要領>

(様式第1号、様式第2号)

- 1 外国人であって、氏名をローマ字で記載できる場合には、氏名欄にカタカナで、フリガナ欄にローマ字で記載する。
また、住所が日本国以外の場合であって、住所をローマ字で記載できる場合には、住所欄にローマ字で記載する。
- 2 国籍欄には、外務省発行の「国名表」を参考に国籍を簡潔に記載する。
「国名表」に未掲載の国にあつては、「その他」と記載する。
- 3 その他個人を識別するための情報欄には、氏名、出生の年月日、男女の別、住所、国籍のいずれかが不明な場合に、当該情報に代えて個人を識別することができるような身体的特徴等を記載する。
- 4 居所欄には、避難施設の名称及び住所など、避難住民等の現在の所在をできるだけ具体的に記載する。
- 5 負傷又は疾病の状況欄には、負傷の程度を「死亡」、「重傷」、「軽傷」と区分して記載する。負傷の程度が不明の場合は「不明」と記載するものとし、負傷していない場合は空欄とする。
この場合、「死亡」とは、当該武力攻撃災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
「重傷」とは、当該武力攻撃災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
「軽傷」とは、当該武力攻撃災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。
- 6 連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報欄には、親戚や身元引受人の所在・連絡先やかかりつけの病院など、避難施設以外で、避難住民本人と連絡を取り得る連絡先等を記載する。
- 7 備考欄には、安否情報の公開への同意に関する特段の条件等、特に必要と認める事項を記載する。
- 8 氏名、出生の年月日、男女の別、住所、国籍、居所の各欄において不明事項がある場合は、「不明」と記載するものとし、その他の欄において特記事項がない場合は空欄とする。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

平成 年 月 日 時 分
稚 内 市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 平成 年 月 日

(2) 発生場所 稚内市△△A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人 的 被 害				住 家 被 害		その他
	死 者	行方 不明者	負 傷 者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概 況

稚内市国民保護対策本部及び稚内市緊急対処事態対策本部条例

平成 18 年 3 月 23 日

条例第 29 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 31 条及び法第 183 条において準用する法第 31 条の規定に基づき、稚内市国民保護対策本部（以下「国民保護対策本部」という。）及び稚内市緊急対処事態対策本部（以下「緊急対処事態対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(国民保護対策本部の組織)

第 2 条 国民保護対策本部の本部長は、国民保護対策本部の事務を総理する。

- 2 国民保護対策本部の副本部長は、本部長を補佐し、国民保護対策本部の事務を整理する。
- 3 国民保護対策本部の本部員は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。
- 4 国民保護対策本部に前 3 項に掲げる者のほか、必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第 3 条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

- 2 本部長は、法第 28 条第 6 項に規定する者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(班の設置)

第 4 条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に班を置くことができる。

- 2 班に属すべき本部員その他の職員は、本部長が指名する。
- 3 班にそれぞれ班長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
- 4 班長は、班の事務を掌理する。

(現地対策本部の設置)

第 5 条 国民保護対策本部に法第 28 条第 8 項の規定に基づき、現地対策本部を置くことができる。

- 2 現地対策本部に現地対策本部長、現地対策副本部長、現地対策本部員その他の職員を置き、第 2 条第 2 項から第 4 項までに規定する者のうちから本部長の指名する者がこれに当たる。
- 3 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。
- 4 現地対策副本部長は、現地対策本部長を補佐する。
- 5 前条の規定は、現地対策本部について準用する。

(本部長への委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(緊急対処事態対策本部の組織)

第 7 条 緊急対処事態対策本部の組織は、第 2 条から前条までの規定を準用する。

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

稚内市国民保護協議会条例

平成18年3月23日
条例第30号

改正 平成18年12月20日条例第58号 平成19年3月12日条例第21号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、稚内市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が当該機関の長の同意を得て任命する者 7人以内
- (2) 自衛隊に所属する者のうちから市長が防衛大臣の同意を得て任命する者 2人以内
- (3) 北海道の職員のうちから市長が北海道知事の同意を得て任命する者 4人以内
- (4) 副市長
- (5) 教育長
- (6) 稚内地区消防事務組合消防本部消防長
- (7) 市立稚内病院長
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が当該機関の長の同意を得て任命する者 10人以内
- (9) 稚内地区消防事務組合稚内消防団長
- (10) 国民保護のための知識又は経験を有する者のうちから市長が任命する者 2人以内

(会長の職務の代理)

第3条 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第5条 協議会に専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

2 専門委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 関係指定地方行政機関の職員

- (2) 北海道の職員
 - (3) 市の職員
 - (4) 関係指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
 - (5) 国民保護のための知識又は経験を有する者
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第6条 協議会に、幹事を置くことができる。

- 2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、会長が任命する。
- 3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第7条 協議会に、必要に応じ、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会長への委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年12月20日条例第58号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月12日条例第21号抄）

この条例は、公布の日から施行する。

稚内市国民保護協議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、稚内市国民保護協議会条例（平成18年稚内市条例第30号、以下「協議会条例」という。）第8条の規定により、稚内市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 協議会の会議を招集するときは、会議の日時、場所及び議題をあらかじめ委員に通知しなければならない。

2 会長は、委員総数の2分の1以上の数の委員から請求があるときは、会議を招集することができる。

(委員の代理)

第3条 委員がやむを得ない事情により出席できないときは、代理を出席させることができる。

2 代理については、委員と同一の機関に属する者で委員が指名する者とし、委員の職務を代理する。

(専門委員)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、専門委員の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(会議録)

第5条 会長は、次の各号に掲げる事項を記録した会議録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 会議の経過
- (4) 議決事項
- (5) その他参考事項

(委員の異動報告)

第6条 協議会条例第2条第2項第1号から第9号までに掲げる委員に異動があったときは、その後任者は、直ちに、職名、氏名及び異動年月日を会長に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、総務部防災課において処理する。

附 則

この規程は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年7月11日から施行する。

稚内市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

目次

- 第1章 総則（第1条―第4条）
- 第2章 特殊標章の交付等（第5条―第9条）
- 第3章 身分証明書の交付等（第10条―第13条）
- 第4章 保管及び返納（第14条―第15条）
- 第5章 濫用の禁止等（第16条―第17条）
- 第6章 雑則（第18条―第19条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）及び「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき、稚内市の武力攻撃事態等における特殊標章等（国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付基準、手続等に関し必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において「特殊標章」とは、別表1で定める腕章、帽章、旗及び車両章をいう。

（交付の対象者）

第3条 市長は、武力攻撃事態等において、国民保護法第16条の規定に基づき、市長が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に係る職務等を行う者として、次に定める区分の者に対し、特殊標章等の交付を行うものとする。

- （1）市の職員（消防長の所轄の消防職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- （2）市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- （3）市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

（交付の手続）

第4条 市長は、前条第1号に掲げる者に対し、別記様式1の特殊標章等の交付をした者に関する台帳（以下「台帳」という。）に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

2 市長は、前条第2号及び第3号に掲げる者から別記様式2の特殊標章等に係る交付申請書の申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、別記様式1の台帳に登録し、当該申請者に特殊標章等を作成して交付する。

第2章 特殊標章の交付等

（腕章及び帽章の交付）

第5条 市長は、第3条第1号に掲げる者のうち武力攻撃事態等において行うこととされる国民保

護措置に係る職務の内容等を勘案し、市長が必要と認めるものに対し、平時において、第2条で規定する腕章及び帽章（以下「腕章等」という。）を交付するものとする。

2 市長は、第3条各号に掲げる者（前項において掲げる者を除く。）に対し、武力攻撃事態等において、腕章等を交付するものとする。

（旗及び車両章の交付）

第6条 市長は、前条の規定に基づき、腕章等を交付する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下「場所等」という。）を識別させるため、場所等ごとに第2条第1項で規定する旗又は車両章（以下「旗等」という。）をあわせて、交付するものとする。

（訓練における使用）

第7条 市長は、平時において、国民保護措置についての訓練を実施する場合に、第3条各号に掲げる者に対し、腕章等を貸与することができるものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき、腕章等を貸与する場合、必要に応じ、場所等ごとに旗等をあわせて貸与することができるものとする。

（特殊標章の特例交付）

第8条 市長は、人命救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができるものとする。

2 前項の場合において、市長が必要と認めるときに、特殊標章を交付した者に対して、返納を求めるものとする。

（特殊標章の再交付）

第9条 市長から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失したとき、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、別記様式3の特殊標章再交付申請書により、速やかに市長に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、汚損又は破損した特殊標章を返納しなければならない。

第3章 身分証明書の交付等

（身分証明書の交付）

第10条 市長は、第5条の規定により、腕章等を交付した者に対し、別表2に定める身分証明書を交付するものとする。

（身分証明書の携帯）

第11条 市長から身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯するものとする。

（身分証明書の再交付）

第12条 市長から身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、別記様式4の身分証明書再交付申請書により、速やかに市長に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。また、身分証明書の記載事項に異動があった場合も同様とする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、交付を受けた身分証明書を返納しなければならない。

（有効期間及び更新）

第13条 第10条の規定により、市長が交付する身分証明書の有効期間は、交付された者が身分を失ったときまでとする。ただし、武力攻撃事態等において交付する身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容に鑑み、市長が必要と認める期間とする。

2 身分証明書の更新手続は、第4条の規定に準じて行うものとする。

第4章 保管及び返納

（保管）

第14条 市長は、申請書及び特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。

（返納）

第15条 市長から特殊標章等の交付を受けた者は、身分を失ったときその他の事由があったときは、特殊標章等を返納しなければならない。

第5章 濫用の禁止等

（濫用の禁止）

第16条 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。

3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

（周知）

第17条 市長は、特殊標章等を交付する者に対し、当該交付する際その他必要な機会を捉え、特殊標章等の意義、その使用及び管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

第6章 雑則

（雑則）

第18条 この要綱に定めるもののほか、特殊標章等の様式等については、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に定めるところによる。

第19条 稚内市における特殊標章等の交付及び管理に関する事務は、総務部防災担当主幹が行うものとする。

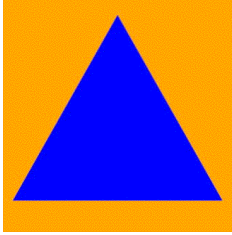
附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月10日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

区分	表 示		制 式
	位 置	形 状	
腕 章	左腕に表示		<p>①オレンジ色地に青色の正三角形とする。</p> <p>②三角形の一の角が垂直に上を向いている。</p> <p>③三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していない。</p> <p>※一連の登録番号を表面右下すみに付する。 (例：稚内市 1)</p>
帽 章	帽子（ヘルメットを含む。）の前部中央に表示		
旗	施設の平面に展張又は掲揚又は表示、船舶に掲揚又は表示		
車両章	車両の両側面及び後面に表示		
	航空機の両側面に表示		

別表 2 (第 10 条関係)

表面

 <p>稚内市</p> <p>身分証明書 IDENTITY CARD</p> <p>国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel</p>	
<p>氏名/Name _____</p> <p>生年月日/Date of birth _____</p> <p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書 I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p> <p>_____</p> <p>交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____</p> <p style="text-align: center;">許可権者の署名/Signature of issuing authority</p> <p>有効期間の満了日/Date of expiry _____</p>	

裏面

身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____
<p>その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:</p> <p>血液型/Blood type _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>		
<p>所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER</p>		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(日本工業規格 A 7 (横 74 ミリメートル、縦 105 ミリメートル))

別記様式2（第4条関係）

特殊標章等に係る交付申請書

年 月 日

稚内市長 様

私は、国民保護法第 158 条の規定に基づき、特殊標章等の交付を以下のとおり申請します。

氏名：（漢字）	生年月日（西暦）
（ローマ字）	年 月 日

申請者の連絡先 住 所：〒	写 真 縦4×横3 cm <small>（身分証明書の交付又は 使用許可の場合のみ）</small>
電話番号：	
E-mail：	

識別のための情報（身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載）	
身長：.....cm	眼の色：.....
頭髪の色：.....	血液型：.....（Rh 因子.....）

標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等 （標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載）
.....
.....

（許可権者使用欄）	
資 格：.....	
証明書番号：.....	交付等の年月日：.....
有効期間の満了日：.....	
返納日：.....	

特殊標章再交付申請書

年 月 日	
稚内市長 様	
申 請 者 住 所	(電話 _____)
氏 名	印
1 紛失（破損等）した特殊標章の種別及び登録番号	
2 紛失（破損等）年月日	
3 紛失の状況（破損等の理由）	
4 その他必要な事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備 考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
2 ※印の欄は、記入しないこと。

身分証明書再交付申請書

稚内市長 様	年 月 日
申 請 者 住 所	(電話 _____)
氏 名	印
1 旧身分証明書番号 2 理 由 3 その他必要な事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備 考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 - 2 理由には、紛失、汚損、破損及び記載事項の変更等を記入する。
 - 3 紛失の場合は、紛失の日時、場所及び紛失の状況を追記する。
 - 4 記載事項の変更の場合は、旧記載事項を追記する。
 - 5 ※印の欄は、記入しないこと。